

監督 一名  
 選手 一般 三名  
 一校 三名  
 計 七名  
 成績 入賞者なし  
 冬季大会スキー競技(札幌市)  
 監督 三名

## 第六章 教職員福利厚生

### 第一節 公立学校共済組合事業をどう進めたか

公立学校共済組合は、国家公務員共済組合法にもとづき短期・長期の給付業務を主軸とし、貸付、保健、宿泊等の福祉事業をも総合運営して相互救済を行う法人であるが、これらの事業活動は年々内容の充実とともに飛躍的發展をなしつつあることは教職員の生活保障の立場から誠に喜ばしい次第である。

この制度により保護をうけている昭和三十三年二月末日現在福島支部の組合員数は一八、七二三名であり、被扶養者は二九、七二九名である。

#### 一、短期給付について

短期給付は、法令上保健給付、罹災給付、休業給付の三給付に区分され組合事業の根幹をなすものである。三給付のなかでも保健給付が最高の地位を占めてい

選手 一般 九名  
 高校(男子) 七名  
 〃(女子) 一名  
 計 二〇名  
 成績(総合十二位)  
 教員長距離 六位 遠藤 茂行(若商)

る。

財源は組合員からの短期掛金と地方公共団体からの負担金(掛金と同率)とによる。

短期負担金総額の二割は本部に返金されて本部に蓄積され、支部財源に不足を生じたときは何時でも不足分は回送されることになっている。

#### 昭和三十三年短期給付状況

給付	区分	
	件数(件)	金額(円)
療養の給付	八六、四六六	一〇四、〇〇〇、〇〇〇
療養費	一五九	四六、〇〇〇
家族療養の給付	二六、〇〇〇	五四、一四七、〇〇〇
家族療養費	一七三	三三、〇〇〇
薬剤支給	一三	九、〇〇〇
看護料	三三	一〇六、〇〇〇

以上の反省としては、各種目一段と向上を示しているが、とかく古豪の活躍に比して本県スポーツ界の中心となるべき新鋭、高校生が不振である。今後は各関係機関と協議のうえ、レベルの向上に努力せねばならない。

合 計	罹災給付		休業給付	
	金額	件数	金額	件数
移送料	七	七	七	七
分べん費	一、八九七	一、八九七	一、八九七	一、八九七
保育手当	七、四四六	七、四四六	七、四四六	七、四四六
埋葬料	二、五五六	二、五五六	二、五五六	二、五五六
災害見舞金	一六	一六	一六	一六
傷病手当	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
出産手当	三	三	三	三
休業手当	五	五	五	五
合 計	三三、〇五六	三三、〇五六	一八二、五五四	一八二、五五四

#### 年間収入

組合員掛金 九、八七七、〇〇〇円  
 地方公共団体負担金 九、八六九、〇〇〇円  
 本部より受取った回送金 六、三〇〇、〇〇〇円

#### 二、長期給付について

長期給付は甲種組合員に適用される給付であって退職、遺族、廃疾の三給付に大別される、各給付について年金と一時

金があるが、年金は支部を通じ本部において裁定支給し一時金は支部において裁定支給する。

財源は組合員の長期掛金と地方公共団体からの負担金(給料月額千分の五・六)を充てている。

負担金は全額本部に送金され給付金の基金となるのである。

#### 昭和三十三年長期給付状況

区 分	件数(件)	金額(円)
廃疾一時金	一	四、〇〇〇
遺族一時金	四	三六、〇〇〇
合 計	七〇一	二七、三九、〇〇〇

#### 年間収入

組合員掛金 三、三三三、〇〇〇円  
 地方公共団体負担金 三、三三三、〇〇〇円

#### 三、福祉事業

福祉事業は短期・長期給付のいわゆる法定給付とともに共済組合の制度の中に重要な事業となっている。現在支部には保健、貸付、宿泊の三福祉事業がある。

##### (1) 保健福祉事業

① 海の家・山の家  
 開設期間 昭和三十三年七月一日より一月一〇日まで

開設場所 安達郡岳温泉水戸屋旅館

利用券 外一四枚所

つき二五〇円を福島支部で